

8月10日は 「道の日」です



8月10日は「道の日」

道路は、私たちの毎日の生活を支える欠くことのできない基本的な社会資本ですが、あまりにも身近な存在であるため、その重要性が見過ごされがちです。

8月10日の「道の日」を契機にもう一度見直してませんか。

知っていますか？ 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

事業主の方々は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

○加入できる事業主

建設業を営む方

○対象となる労働者

建設業の現場で働く人

○掛金 月額310円

★特長

○国の制度なので安全、確実に申し込み手続は簡単です。

○経営事項審査で加点評価の対象となります。

○掛金の一部を国が助成。

○掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

○事業主が変わっても、退職金は企業間を通算して計算されます。

○ホームページ「建退共」に、退職金の試算・パンフレット請求など、建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、

アクセスしてご覧ください。
アドレス
<http://www.kentaiyo.taisyokukin.go.jp/>

★詳しいことは、建退共鳥取支部へお問い合わせください。

☎0857・24・2281

覚せい剤など薬物の乱用防止

薬物の使用、所持などは法律により厳しく禁止されています。

覚せい剤や麻薬などの薬物を使用すれば、本人の精神や身体をボロボロにします。

『ダメ。ゼッタイ』

を合言葉に、私たちの周りから薬物乱用防止の輪を広げ、覚せい剤などの薬物を許さない社会にしましょう。

皆さんからの通報が薬物のない社会に結びつきます。

どんな小さな情報でも連絡してください。

八橋警察署

☎0858・49・0110

西部消防局組織体制の変更

西部消防局では、今年10月1日から鳥取県西部管内にある各消防署・出張所の組織体制を、左記のとおり変更する予定としています。

◆目的

本組行政改革大綱に基づき、消防業務の効率的・弾力的運用により、消防組織体制の合理化を図り、経費の節減化を推進するとともに、管内全域における常備消防力の堅持を目指すため。

◆変更内容

①都市構造、人口集積及び災害・救急要請頻度を考慮し、職員を効率的に配置します。

②職員定数内で各消防署職員を増員し、それに伴い各出張所職員を減員します。

③各出張所は、乗換運用による出動体制(※)とします。(皆生出張所を除く)

※乗換運用体制

消防隊が救急隊を兼務する体制。現在、各出張所においては、

消防隊1隊、救急隊1隊を配置していますが、10月1日から消防隊・救急隊を兼務する1隊を編成配置することとし、先に変更があった災害事案(火災・救急など)に応じ、消防ポンプ自動車、救急自動車、いずれかの対応車両に搭乗し出動します。

なお、さまざまな火災・救急事案の状況に対応すべく補完体制(重複した場合は、非番の招集及び近隣の署所から出動)を整備します。

国、県及び市町村においても行政改革を推進中であり、本消防局としてもそれらの動向を見定めるとともに、西部圏域の社会情勢を鑑み、住民の皆さまの安心、安全を守るため、一生懸命努力しますので、なにごとご理解とご協力をお願いいたします。

鳥取県西部広域行政管理組合消防局 総務課

☎0859・35・1951

西部消防局ホームページ

<http://www.tottori-seibukouki.jp/syobo/index.htm>